

18. 保証債務

(1)保証制度の改正点

- ①主たる債務者の有する抗弁
同時履行の抗弁権、相殺権、取消権、解除権→履行拒絶権
- ②保証人の求償権
委託を受けた保証人が弁済期前に弁済した場合(459条の2)
弁済期後の利息は請求できるが、弁済期までの利息は求償できない。
- ③事後の通知を怠った場合
善意で弁済した者は、自らの弁済を有効とすることができる。
- ④主債務者の情報提供義務

(2)根保証制度の改正

個人根保証契約

極度額の定めがないと無効→貸金等以外のケースにも拡張
元本確定事由から①②除外(貸金等以外のケース)

- ①主たる債務者の財産に強制執行等の申し立てをしたとき
- ②主たる債務者が破産手続開始決定を受けたとき

法人の根保証(貸金等以外のケース)

極度額の定めがない場合、求償権の保証人との保証契約は無効となる。

19. 債権譲渡

(1)譲渡制限の意思表示の効力

譲渡制限の意思表示によっても、債権譲渡の効力は妨げられないこととされた(466条2項)。その一方で、弁済の相手方を固定化する債務者の利益は、譲渡制限の意思表示について悪意又は重過失である譲受人その他の第三者(質権者等を含む)に対し、債務の履行を拒むことができ、また譲渡人に対する弁済その他の債務消滅事由を対抗することができるとする事によって、その保護が図られることになった(同条3項)。

ただし、譲受人が譲渡制限の意思表示について悪意又は重過失であっても、債務者が債務を履行しない場合において、譲受人が債務者に対し相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をしても、なお期間内に履行がない時は、債務者は譲受人に対し履行拒絶権を有さず、また譲渡人に対する債務消滅事由を対抗することもできなくなることとされた(466条4項)。

(2)譲渡制限の意思表示に関するその他の規定

債務者は譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を供託することができる旨が規定された(466条の2)。この場合には、債権者である譲受人のみが供託金の還付を請求することができる(同条3項)。

譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡された場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、譲受人は、譲渡制限の意思表示について悪意又は重過失であっても、債務者にその債権の全額に相当する金銭を供託させることができる(466条の3)。この場合にも、債権者である譲受人のみが供託金の還付請求をすることができる。

譲渡制限の意思表示がされた債権に対する差押債権者に対し、債務者は履行拒絶権を有さず、債権者に対する債務消滅事由を対抗することができない(466条の4)。

その一方で、譲渡制限の意思表示について悪意又は重過失である譲受人の債権者が当該債権に強制執行した場合には、当該差押債権者に対し、債務者は履行拒絶権を有し、譲渡人に対する債務消滅事由を対抗することができるものとされた(同条2項)。

こうした規定にもかかわらず、預貯金債権については譲渡制限の意思表示について悪意又は重過失である譲受人に対し譲渡制限の意思表示をそのまま対抗できる旨が規定された(466条の5)。よって、譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権の譲受人が、譲渡制限の意思表示について悪意又は重過失である場合には、当該債権譲渡は物権的無効と解される。

(3)債権譲渡の対抗要件及び将来債権の譲渡

債権譲渡の対抗要件について、将来発生する債権の譲渡にも適用がある旨が規定された(467条)。

ただし、将来債権の譲渡と譲渡制限の意思表示との関係について、債務者は、当該債権譲渡に係る債務者対抗要件を具備するまでに譲渡制限の意思表示を行った場合に限り、譲受人が当該意思表示について悪意であったものとみなして、履行拒絶権を行使し、また譲渡人に対する債務消滅事由を対抗することができる旨が規定された(466条の6第3項)。

(4)債権譲渡と債務者の抗弁

異議をとどめない承諾により譲渡人に対して生じた抗弁を譲受人に対抗することができなくなるという制度は廃止された。

その結果、改正民法においては、債権譲渡に伴い譲受人が債務者から譲渡人に対して生じた抗弁を対抗されないようにするためには、債務者から抗弁の放棄という積極的な意思表示を受ける必要が生じることになった。

(5)債権譲渡と相殺

債務者が債権譲渡の債務者対抗要件を具備するより前に自働債権を取得していれば、自働債権と受働債権の弁済期の先後を問わず、その後に相殺適状になった場合に、譲受人に相殺を対抗することができる、いわゆる無制限説が規定された(469条1項)。

また、債務者は、債権譲渡の債務者対抗要件を具備するより後に取得した債権であっても、当該債務者対抗要件を具備するより前の原因に基づいて生じた債権については、これを自働債権として譲受人に相殺を対抗することができる旨が規定された(同条2項)。

ただし、これらの債権が、債務者対抗要件を具備するより後に他人の債権を取得したものであるときは、これらを自働債権として譲受人に相殺を対抗することができない(同条2項但し書き)。

(6)債務者の抗弁などの基準時

債務者は、いつまでに譲渡人に対して生じた抗弁を持って譲受人に対抗することができるのか。

原則として、債務者対抗要件を具備するまでに譲渡人に対して生じた抗弁を持って譲受人に対抗することができる(468条1項)。

ただし、債務者が譲渡制限の意思表示をしている場合には、譲受人が債務者に対して相当の期間を定めて譲渡人への履行を催告することにより譲渡制限の